

## 評価委員会の検討事項及び検討スケジュールについて（案）

## 1. 特措法に基づく評価委員会の検討事項

特措法第25条において、次の(1)、(2)を所掌事務とすることが定められている。

(1) 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

① 国及び関係県が第十八条第一項の規定により行う総合的な調査の結果に基づいて有明海及び八代海等の再生に係る評価を行うこと。

② 前号に規定する事項に関し、主務大臣等に意見を述べること。

(2) 委員会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

また、評価の対象とする調査は、特措法第18条第1項の規定により行うもの、具体的には、

① 干潟と有明海及び八代海等の海域の環境との関係に関する調査

② 潮流、潮汐等と有明海及び八代海等の海域の環境との関係に関する調査

③ 有明海及び八代海等の海域に流入する水の汚濁負荷量と当該海域の環境との関係に関する調査

④ 有明海及び八代海等の海域に流入する河川の流況と当該海域の環境との関係に関する調査

⑤ 有明海及び八代海等の海域に流入する河川の流域における森林と当該海域の環境との関係に関する調査

⑥ 土砂の採取と有明海及び八代海等の海域の環境との関係に関する調査

⑦ 有明海及び八代海等における赤潮、貧酸素水塊等の発生機構に関する調査

⑧ 有明海及び八代海等の海域の環境と当該海域における水産資源との関係に関する調査

⑨ 前各号に掲げるもののほか、有明海及び八代海等の海域の環境並びに当該海域における水産資源に関する調査とされている。

## 2. 再生の評価の考え方

(1) 平成15～18年

① 基本的考え方

・有明海及び八代海は、これまで歴史的にその時代の社会的ニーズに応える

形で種々の開発行為が継続して行われてきており、自然環境自体の長期変化に、これら開発行為による人為的な働きかけを受けながら海域環境や生態系が変遷し今日に至っていること。

- ・評価委員会は、特措法に定められた所掌事務として、特措法施行5年以内の見直しに役立てる(再生施策に結びつける)ために再生状況を評価すること。
- 以上を踏まえて、現状の環境状態を受け入れつつ、今後の有明海及び八代海の再生措置に資する観点で評価を行った。

## ②評価の手順

次のような手順により、評価を進めた。

- ア) 有明海及び八代海が抱える生物・水産資源にかかる問題点を抽出、整理。
- ・有明海……「有用二枚貝(タイラギ、アサリ、サルボウ、アゲマキ)の減少」、「魚類の減少」、「ベントスの減少」、「ノリ養殖の不作」
  - ・八代海……「養殖魚介類への影響」、「魚類等の減少」、「ノリ養殖の不作」
- イ) 過去からの文献等を収集、体系的に整理し、各問題点に関連する可能性が指摘されている要因との相関図(別添)を作成。
- ウ) 相関図を元に、さらに集まったデータを精査の上、
- ・問題点と直接関係するとされる諸要因との関係性を評価
  - ・諸要因を引き起こした環境要因変化の原因を評価
- エ) 以上を踏まえ、各問題点を克服するための再生方策を提示
- \* なお、問題点と諸問題の関係性、環境変化の要因等について、影響の度合い等不明な点も多く、多くの課題が残された。



委員会報告(平成18年12月)をとりまとめ、環境大臣等に提出。

## (2) 今後

### ①基本的な考え方

今回の法改正で、評価委員会の所掌事務規定から、「特措法施行5年以内の見直しに関し」の記述が削除されたことから、「いつまでに」といった期限及び「何のために」といった評価の目的も法的には曖昧となった。

しかしながら、特措法自体の目的に変更が加えられた訳でないことから、平成15～18年の「再生措置に資する」という評価の基本的な考え方を踏襲しつつ、今回の特措法改正で見直された項目も十分考慮しながら、評価に当たる必要がある。

また、評価するための再生の目標は、固定的なものでなく、漁業の動向等社会情勢等によってその内容が変化していくものであることから、関係者ヒアリング等により再生目標を的確に把握しつつ、評価に当たることも重要である。

## ②評価の手順

平成15～18年まで、約4年間をかけてとりまとめた委員会報告を基礎情報として、平成19年以降の有明海及び八代海等で生じた海域環境、水産資源等を巡る状況や、同海域で進められた再生措置、調査研究等を踏まえつつ、委員会報告からどのように変化したのかといった視点で評価を進めるのが最も効率的である。

このため、当面の審議については、委員会報告以降の有明海及び八代海等を巡る海域環境、水産資源等を巡る状況、国及び関係県において実施された調査研究等について報告を求め、それら情報を元にして、有明海及び八代海等の現況把握、評価に努めるものとする。

さらに、法改正により新たに追加された事項(橘湾等の追加海域、森林と海域環境との関係調査)についての検討や関係者のヒアリング等を通じて、評価内容を発展させていくものとする。

なお、評価委員会は、国及び関係県等が有明海及び八代海等で行う事業自体を評価する権限は含まれていないが、これら事業に伴い行われた調査の結果については随時評価委員会に報告してもらうこととする。

いつまでに再生の評価を打ち出すかについては、前述の通り、法的な期限がなくなっており、審議を進める中で、評価項目の具体化、審議体系等とともに決定していくこととする。

## 3. 検討スケジュール

### 第28回(平成23年10月28日)

- ・平成19年以降の有明海及び八代海を巡る水環境及び漁業・養殖業等の状況について
- ・委員会報告(平成18年12月)への対応状況(概況)について
- ・検討スケジュール等について

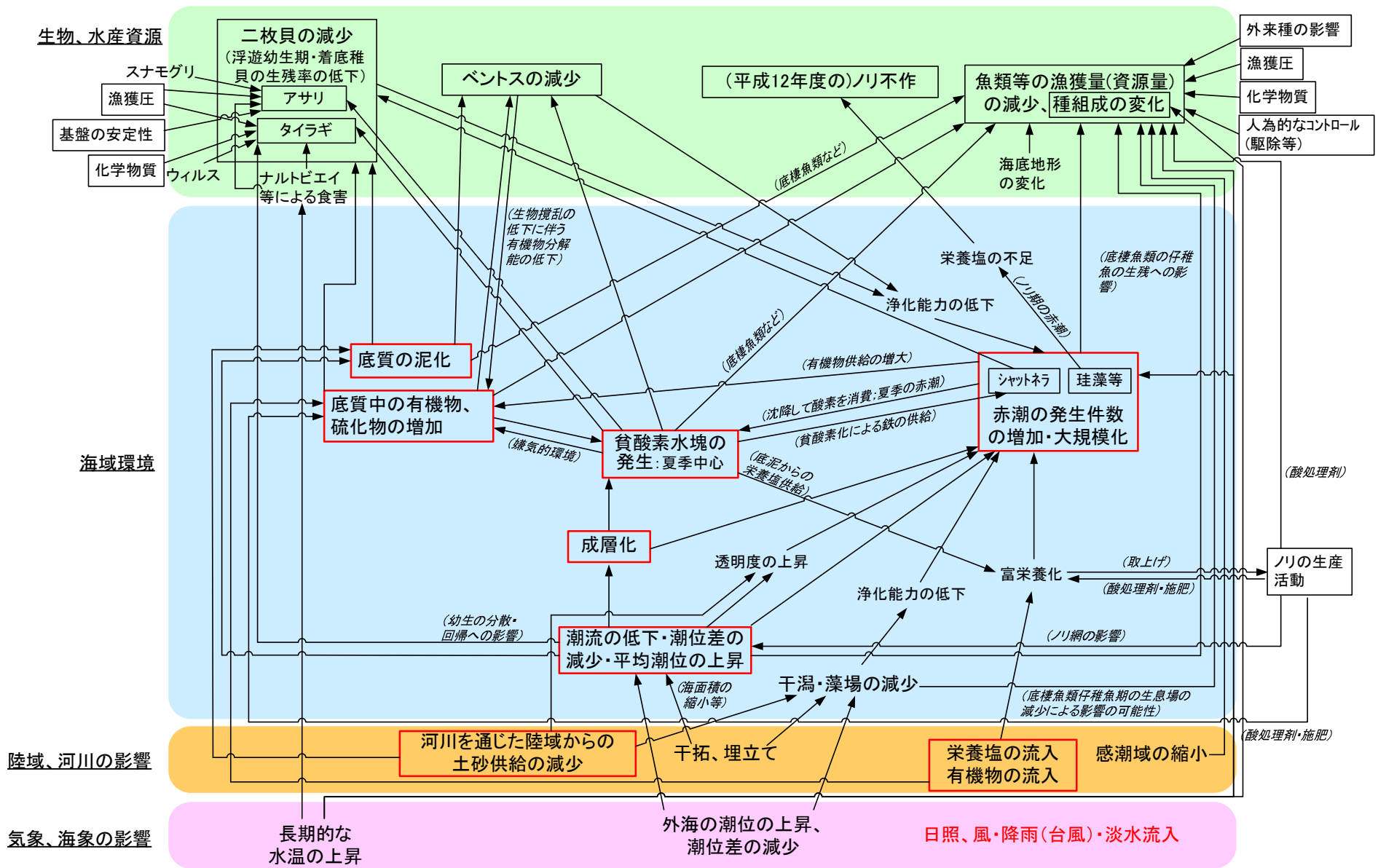
### 第29回(平成24年2～3月を予定)

- ・委員会報告(平成18年12月)への対応状況(各省庁、関係県の取り組み)について

### 平成24年度以降

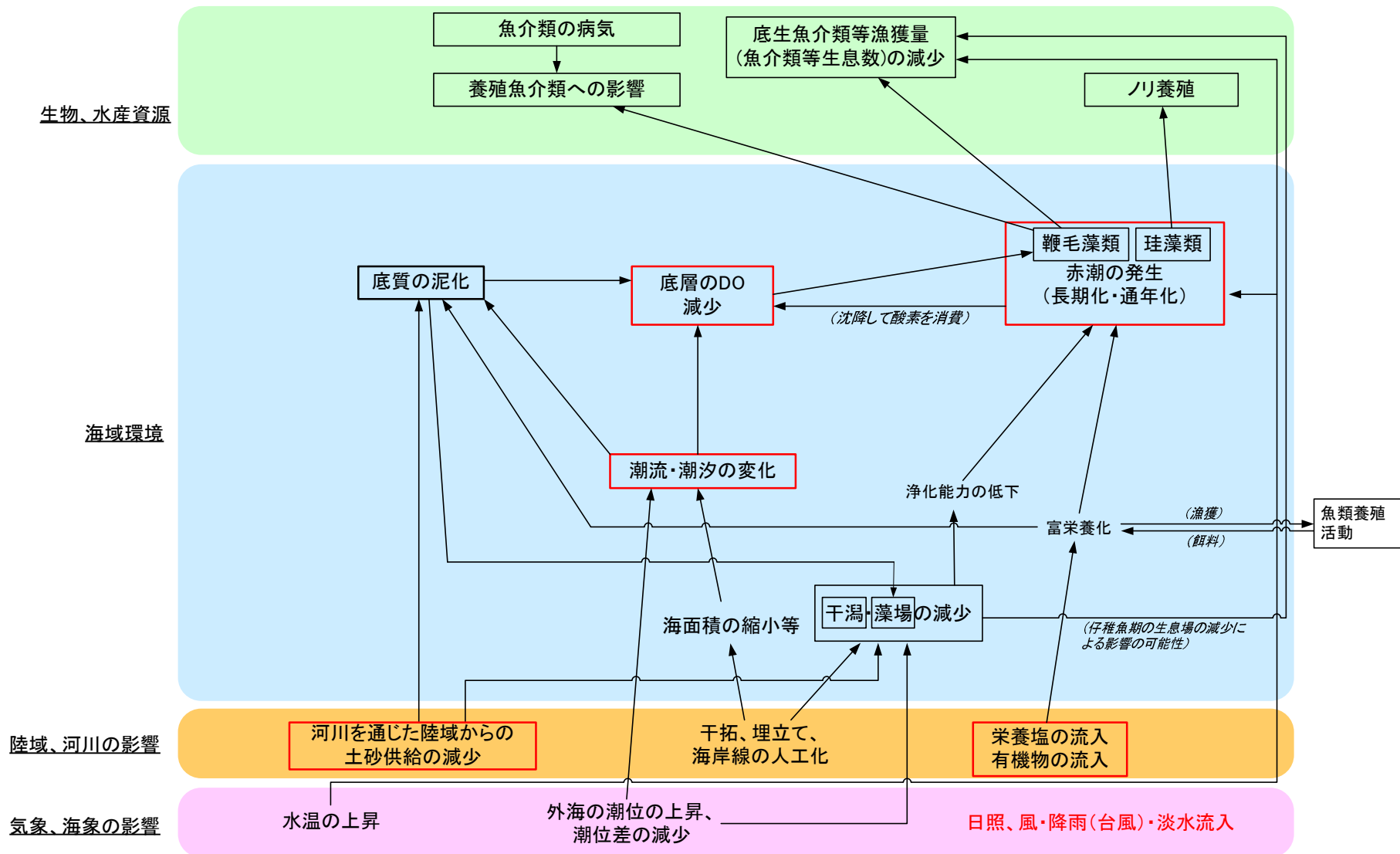
- ・法改正により新たに追加された事項(橘湾等の追加海域、森林と海域環境との関係調査)について
- ・再生目標を確認するための関係者ヒアリング
- ・評価項目の具体化、審議体系、評価結果の取りまとめ時期を決定

以上を踏まえ、評価委員会について年3回程度の頻度での審議を予定。



注) 陸域、河川の影響と海域環境のエリアに記載されている赤四角で囲まれた項目は、気象、海象の影響の「日照、風・降雨(台風)」の影響を受ける項目である。

図1 問題点と原因・要因との関連の可能性：有明海



注) 陸域、河川の影響と海域環境のエリアに記載されている赤四角で囲まれた項目は、気象、海象の影響の「日照、風・降雨(台風)」の影響を受ける項目である。

図2 問題点と原因・要因との関連の可能性：八代海